

News Release

平成23年4月1日

各位

東北地方太平洋沖地震に伴う他行預金払戻しの取扱い開始について

このたびの「東北地方太平洋沖地震」により被害を受けられました皆さまに対し、心よりお見舞い申し上げます。

ふくおかフィナンシャルグループ（取締役会長兼社長谷正明）では、被災者支援と災害復旧支援の一環として、グループ傘下の福岡銀行、熊本ファミリー銀行、親和銀行本支店の各窓口にて、『東邦銀行（本店所在地 福島県）』および『常陽銀行（本店所在地 茨城県）』にご預金をお持ちの被災者の皆さまを対象に、「代理現金払戻し」の取扱いを開始することといたしましたのでお知らせいたします。

1. 対象の金融機関

東邦銀行・常陽銀行

（上記以外の金融機関につきましては手続きを調整中。）

2. 取扱開始日

福岡銀行	親和銀行	熊本ファミリー銀行
平成23年4月1日（金）～	平成23年4月4日（月）～	

3. 取扱の窓口

銀行窓口営業日の午前9：00～午後3：00まで、上記の全営業店（出張所を含む）にて受付。

4. 「代理現金払戻し」の内容

（1）対象となる口座

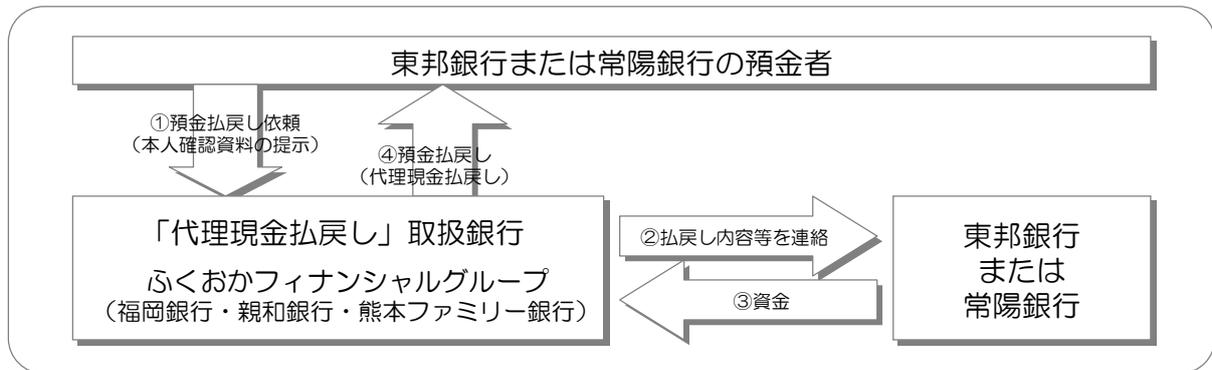
当座預金、普通預金（カードローン口座を含む）、貯蓄預金、納税準備預金、定期預金、定期積金、通知預金。

（2）払戻（現金支払）限度額

- A. 通帳、お届け印をお持ちでない場合（いずれかをお持ちでない場合も含む）は、法人・個人を問わず、預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日10万円（千円単位）まで。
- B. 通帳、お届け印のいずれもお持ちの場合は、法人・個人を問わず、預金口座の残高の範囲内において、1口座あたり1日100万円（千円単位）まで。
- C. 財産形成預金については、証書、お届け印をお持ちの場合でも、預金口座の残高の範囲内で、1口座あたり1日10万円まで。

5. ご本人確認について

- （1）ご本人の確認ができる運転免許証や健康保険証等の資料を可能な限りお持ちください。
- （2）通帳、お届け印等をお持ちのお客さまは窓口にてご提示ください。また、通帳、お届け印等をお持ちでないお客さまのお引出しについてもご相談ください。



以上

《 本件に関するお問合せ先 》
ふくおかフィナンシャルグループ 事務統括部 担当 京都、藤野
TEL 092 - 723 - 2451